

主権・ノモス・均衡・天皇——尾高朝雄とカール・シュミット

第三回 駒場ドイツ語研究会
2013年5月23日
地域博士課程 藤崎剛人

1. 問題設定

1-1. 尾高朝雄について

1899年生まれ。法哲学者。1928年からヨーロッパ留学。ケルゼンおよびフッサールに学ぶ。京城帝国大学教授、東京帝国大学教授などを歴任。

1-2. 尾高宮沢論争について

争点：誰が最終決定権者なのか、という主権論は正しいのか？

経過：尾高「主権は”よい政治を行うべき”という理念としてのノモスにある」→宮沢「ノモスの具体的内容を決めるのが主権者」→尾高「誰が決めるべきかというのもまた理念」

勝敗：宮沢俊義の勝ち（とされている）

尾高の問題意識：「実力」の問題としての主権論を否定すること

「ノモス主権論」は単なる道徳的な理念にすぎないのか？なぜ天皇と結びつけられたのか？

2. ノモス主権論

2-1. 尾高の国家学説

国家：当為としての法体系⇔実在する団体的単一体（Verbandseinheit）

事実の観照によって見出すことができる規範的意味の体系

国家の創設：法学的な範疇に取り込む→シュミット

2-2. シュミットにおけるノモス

根源的な取得(Nahme)=名前(Name)を与える力=ノモス

真の Machthaber を開示する。

2-3. 尾高におけるノモス

『実定法秩序論(1942)』：国家の根本規範(Grundnorm)=根源的な組織規範=法の定立/
適用/執行の最高帰属者を昭示

ノモス主権論：主権者=当為の問題 理念の保持者の力/責任を昭示

3. 均衡について

3-1. シュミットにおける均衡

ノモスに基づき複数の Großraum が均衡(Gleichgewicht)する世界を志向

3-2. 尾高における均衡(調和)

法の理念としての調和→力の所持者を昭示するノモスの意義

4. 結語

- ・ノモス主権論は法の目的としての調和を実現するため、力の所持者=国民を指し示し責任を促す理念。
- ・ノモスへの視線を国民へと反射させるための、鏡としての天皇。

■引用集

Aber „Nomos“ heißt ebenso wie „law“ nicht Gesetz, Regel oder Norm, sondern Recht, das sowohl Norm, wie Entscheidung, wie vor allem Ordnung ist; und Begriffe wie König, Herrscher, Aufseher oder *governor*, aber auch Richter und Gericht, versetzen uns sofort in konkrete institutionelle Ordnungen, die nicht mehr bloße Regeln sind.

しかし「ノモス」は「法 (law)」と同様で、法律 (Gesetz)、規則 (Regel)、あるいは規範 (Norm) ではなくて、規範、決定 (Entscheidung)、そしてとりわけ秩序 (Ordnung) でもあるような法/正義 (Recht) なのである。そして国王、支配者、監督者、あるいは“統治者“のような概念、それだけでなく裁判官や裁判所といった概念もまた、我々を即座にもはや単なる諸規則ではない具体的な制度としての秩序のうちに置くのである。

-Carl Schmitt, *Über die drei Arten des rechtswissenschaftlichen Denkens*, S.15

Eine Landnahme wirkt nur dann konstituierend, wenn es dem Landnehmer gelingt, einen Namen zu geben.

ある土地の取得は、土地の取得者が名を与えることに成功したときのみ、設立の力がある。

-Carl Schmitt, *Nomos-Nahme-Name*(1959), *Staat,Großraum,Nomos*, S.584

Gesetz ist wohl Macht und Nahme, aber als reines Gesetz ist es nur reine Nahme, solange seine Urheber im Anonymen und die wahren Machthaber im Dunkeln verborgen bleiben.

法 (Gesetz) とは確かに力であり取得であるのだが、純粋な法としての法は、法の創始者が匿名であり本当の力の持ち主が暗闇の中に隠れたままである限り、純粋な取得のことでしかないのである。

-Carl Schmitt, *Nomos-Nahme-Name*(1959), *Staat,Großraum,Nomos*, S.585

根本規範は、国家における一切の法定立行為の根源を明らかにする規範であり、根本規範なくしては、国家は一日も国家として存立し得ない。したがって、根本規範は、国家があつて、しかるのちに国家の中で定立されるものではなく、国家の成立と共に、国家存立の根本前提として成立しているのである。根本規範は、あらゆる法の定立・適用・執行の淵源を明らかにしている。いいかえると、根本規範は、法の定立・適用・執行を分掌する人間の組織を定めているのではなく、法の定立・適用・執行する全作用の最高帰属者を昭示するのである。

-尾高朝雄『実定法秩序論』422頁

それでは、そもそも、何故に、君主主権の国では、現実に政治を—おそらくは「最終的」に—決定する力がどうであろうとも、政治を最終的に決定する力は君主にあるべきであるとされるのであろうか。それは、そうすることが正しいと信じられているからではないのか。(中略) 君主主権の場合にも、政治のあり方を最終的にきめる「社会学的」な力は、君

主にはなくて、国民の側にあるのではないか。(中略) 過去の日本では、社会学的な天皇主権ではなくて、統治はすべて天皇の意志にしたがって行われるべきであるという「理念」が存在し、それが天皇の主権を意味したとするならば、それは「天皇の大御心」は常に正しいと信ぜられていたためではなかろうか。それは、すなわち、「ノモスの主権」の承認ではないであろうか。

-尾高朝雄「ノモスの主権について」『国家学会雑誌』第六十二巻 594頁

Aber das Kommende [Nomos] ist darum doch nicht nur Maßlosigkeit oder ein nomosfeindliches Nichts. Auch in dem grausam Ringen alter und neuer Kräfte können gerechte Maße entstehen und sinnvolle Proportionen sich bilden.

しかし来るべきノモスはそれゆえ、けしてただ基準を欠いたもの、あるいはただノモスに敵対的な虚無ではないのだ。古い諸力と新しい諸力の残酷な闘争の中でさえも、正しい基準が生じうるし、有効な釣り合いが発生しうるのである。

-Carl Schmitt, *Der neue Nomos der Erde*(1955), *Staat, Großraum, Nomos*, S.522

その秩序の中には、さらにそれを維持しようとする力と、それをさまざまな方向に変革しようとする力が内在しているであろう。しかし、秩序の破壊をくりかえすまいとする切実な要求が、強く働いているかぎり、それらの対立する諸力の間には、自らに均衡が保たれ、法秩序の安定が維持される。

-尾高朝雄『法の究極にあるものについての再論』107頁

天皇は国民精神の鏡である。鏡の照るも曇るも、鏡に映る国民精神の明暗による。国民主権主義の宣明は、正しい政治の根源が、映す鏡にあるのではなく、鏡に映る自己自らの決意と責任とに存するという日本国民の自覚の表現として意義づけられなければならない。

-尾高朝雄「国民主権と天皇制」『国家学会雑誌』第六十一巻 239頁

■主な参考文献

-尾高朝雄

Tomoo Otaka, *Grundlegung der Lehre vom sozialen Verband*, 1932

尾高朝雄『実定法秩序論』岩波書店 1942年

尾高朝雄『法の窮極にあるもの』有斐閣 1949年

尾高朝雄『法の窮極にあるものについての再論』勁草書房 1949年

-カール・シュミット

Carl Schmitt, *Über die drei Arten des rechtswissenschaftlichen Denkens*, Hamburg, 1934

Carl Schmitt, *Staat, Großraum, Nomos*, hrsg. Günter Maschke, Berlin, 1995

Carl Schmitt, *Der Nomos der Erde im Völkerrecht des Jus Publicum Europaeum*, Berlin, 1997

-尾高・宮沢論争

尾高朝雄「国民主権と天皇制」『国家学会雑誌』第六十一巻 1947年

宮沢俊義「国民主権と天皇制とについてのおぼえがき」『国家学会雑誌』第六十二巻 1948年

尾高朝雄「ノモスの主権について」『国家学会雑誌』第六十二巻 1948年

宮沢俊義「ノモスの主権とソクラテス」『国家学会雑誌』第六十三巻 1949年

尾高朝雄「事実としての主権と当為としての主権」『国家学会雑誌』第六十四巻 1950年

-その他

Georg Jellinek, *Allgemeine Staatslehre*, Berlin, 1922

Hans Kelsen, *Allgemeine Staatslehre*, Berlin, 1925

石川健治「コスモス —京城学派公法学の光芒—」『岩波講座「帝国」日本の学知」第1
巻「帝国」編成の系譜』酒井哲哉（編） 2006年

石川健治「イン・エゴイトス 憲法学から見た公共性」『公共哲学12 法律から考える公
共性』長谷部恭男・金泰昌（編）2004年